

要求仕様書

(県南振興局ネットワーク構築業務委託)

令和7年4月

長崎県総務部スマート県庁推進課

1. 調達に係る基本事項

(1) 本調達の目的

本件は、令和 8 年度後半に完成予定の県南振興局庁舎（長崎県諫早市永昌東町）に、庁内ネットワークへ接続するためのネットワークを構築するものであり、ネットワーク構築に必要なネットワーク詳細設計や機器・ライセンス等の調達及び設置・設定・動作確認を本調達で実施するものである。

(2) 納入期限

①機器設置・動作確認期限

令和 8 年 12 月 28 日（月）

※令和 8 年 12 月 28 日（月）までに納入を完了し、正常動作を確認すること。

ただし、建設工事の遅延により、ネットワーク構築に遅延が生じた場合は、納入期限を別途協議するものとする。

※落札決定後直ちに 7 (1)の事前提出資料を作成し、担当者の承認を得ること。

②業務完了報告書・稼働支援結果報告書

令和 9 年 3 月 26 日（金）

※①以後、随時、県南振興局への事務所移転作業が実施されるため、

令和 9 年 3 月 23 日（火）17 時まで稼働支援を行うこと。

(3) 納入場所

長崎県庁行政棟 3 階（長崎県長崎市尾上町 3 - 1）

県南振興局庁舎（長崎県諫早市永昌東町）

(4) 委託料の支払いについて

本件に係る一切の費用は、8 (1)の検収に合格した後、委託料全額を受託者からの請求（委託料全額を一括請求）により支払うものとする。

2. 調達範囲

本件の調達範囲については以下のとおりとする。

なお、本件は、要求仕様書に記載のとおり機器の調達・構築・設定・動作確認に必要な SE 作業等も調達範囲に含まれるため留意すること。

(1) 本仕様書に記載する県南振興局ネットワーク構築に必要な機器及びソフトウェア等（以下「機器等」という。）の調達（購入）。

(2) (1)で記載した機器等の搬入・設置・設定・動作確認作業（(1)で記載した機器等を庁内ネットワークへ接続し、県南振興局に設置する PC や複合機等の無線機器・有線機器が庁内ネットワークへ接続するための既存ネットワーク機器の設定変更作業や監視設定を含む。）（以下、「納入作業」という。）。

(3) (1)で記載した機器等の保守及び問合せ対応。

(4) スマート県庁推進課及び ICT サービスセンターへ運用のための説明会開催。

(5) 事務所移転作業後の稼働支援（令和 9 年 3 月 23 日（火）17 時まで）

3. 積算要件

- (1) 別紙 1 に掲げる機器等を調達（購入）する場合の費用、納入作業及び機器等の保守作業に要する費用の総額を入札金額とする。

項目	含まれるもの	参照先
機器等の調達、搬入、設置、設定、動作確認作業	・ 機器等の費用 ・ 機器等の搬入・設置費用 （ケーブルその他消耗品を含む） ・ 機器等の設定費用 ・ 機器設置後の動作確認費用 （稼働支援を含む） ・ 既存ネットワーク機器の設定費用 ・ 事務所移転作業後の稼働支援 ・ 作業関係者との調整費用 S 県（県の委託事業者を含む） S ICT サービスセンター（長崎県県庁情報基盤運用サービス業務委託業者）	本仕様書及び別紙 1
保守料	・ ソフトウェアの使用権 ・ 機器等に関する問合せ、支援業務、障害対応等の費用 ※機器等については、信頼性を確保するため必ずメーカ若しくはメーカの指定する業者と正規保守契約を締結すること。	本仕様書及び別紙 1

4. 機器等の仕様及び性能に関する条件

- (1) 機器等の構成及び仕様は、別紙 1 のとおりとする。
- (2) ハードウェアの機種及びソフトウェアのバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種又はバージョンのものを選択すること。
- (3) 機器等の設置に伴い必要となる物品及び消耗品については、本仕様書の記載の有無に関わらず受注者が提供すること。
- (4) ソフトウェアについては、メディア（媒体）及びマニュアル等を含めること。また、ライセンス数については、ソフトウェアの著作権保持者の指定に抵触しないこと。
- (5) 別紙 1 に記載する要件は、「これを満たすもの」と解釈すること。
- (6) 機器等を調達（発注）する時点において、1 (2)①に記載する機器設置・動作確認期限から 5 年間はサポート期間の終了が予定されていないハードウェア・ソフトウェアを選定すること。

5. 機器等の納入作業に関する仕様及び条件

- (1) 納入作業については、別紙1「5. システム構築・導入」の他、関係する事項に従い、1(2)①に記載する機器設置・動作確認期限までに完了し、機器等及び7(2)に記載する成果品を県に引き渡すこと。
- (2) 納入作業に当たっては、県（県の委託事業者を含む）の指示に基づき作業を実施すること。
- (3) 納入作業完了後において、県からの機器等に関する問合せに対し、速やかに対応できる体制を整えること。
- (4) 納入作業に従事する責任者、担当者を事前に書面により報告することとし、本仕様書に定める作業内容を十分に理解し実施するために必要な能力を有する要員を配置すること。
- (5) 保守やライセンス等の登録が必要なものについては、県の指示に従い登録申請作業を行うこと。
- (6) 機器等設置後、不要となった空箱等の搬入材は速やかに撤去すること。
- (7) 機器等の引渡し前に、機器等について生じた損害その他納入作業に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担すること。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担するものとする。
- (8) 納入作業について第三者（県の委託事業者を含む）に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償すること。ただし、その損害のうち県の責めにきすべき事由により生じたものについては、県が負担するものとする。
- (9) 受注者は、引渡し完了後において機器等に不具合が生じたときは、原因を特定するための切り分け作業に応じること。「切り分け作業」とは、不具合の原因が納入する機器等にあるか、調達範囲外の事象に起因するものであるかの判別を行うものである。
- (10) 引渡し完了後においても、期待する機能を完全に実装していないなど、動作に問題があり機器等の設定見直しが発生した場合は、原因の所在に関わらず再設定作業について協力すること。
- (11) 機器等が所定の性能を満たしていないと県が判断した場合は、引渡し完了後においても随時チューニング作業を行うこと。
- (12) 機器等の運用に必要となる運用手順書を作成すること。
- (13) 引渡し完了後、県及び関係する委託業者に対し、機器等に関する説明を行うこと。

6. 保守に関する条件

- (1) 保守については、別紙1「7. 保守・運用要件」の記載に従い納入作業完了後、装置等の保守及び技術サポートを実施すること。
- (2) 納入後から引渡しまでの間は、機器等一式にかかる障害対応および(1)における保守サービスに相当する対応をおこなうこと。
- (3) 納入後から保守期間満了までの間において、県からの指示、問合せに対応すること。

7. 提出物等に関する事項

(1) 事前提出資料

次の項目について、契約後速やかに印刷物各1部を提出すること。

- ①プロジェクト実施計画書（納入作業予定表含む）
- ②作業・納入体制図及び保守体制図

(2) 成果品

1 (2)②に記載する納入期限までに以下に示す資料①を印刷物1部、②を電子媒体（CD-ROM等）1部及び印刷物1部を提出することとし、

1 (2)①に記載する納入期限までに以下に示す資料③～⑯を、電子媒体（CD-ROM等）1部及び印刷物各2部（原本1部・複製1部）を提出すること。

なお、電子媒体に格納するファイルは、Microsoft Office

（Word/Excel/Visio/PowerPoint）で編集可能なファイル形式とすること（⑤製品カタログ、⑬製品付属マニュアルはPDF可。）。

※印刷物及びCD-ROM等には、業務名・受託業者名・日付を表記すること。

※CD-ROM等はファイナライズして提出すること。

- ①業務完了報告書
- ②稼働支援結果報告書
- ③納品物一覧表
- ④機器明細一覧表
- ⑤製品カタログ
- ⑥ネットワーク方式設計書
- ⑦ネットワーク論理構成図
- ⑧ネットワーク物理構成図
- ⑨ラック構成図（各EPS内）
- ⑩構成管理台帳
- ⑪ポート収容構成台帳
- ⑫パスワード管理表
- ⑬製品付属マニュアル（オンラインマニュアル又は電子マニュアルの場合は印刷不要。マニュアルが掲載されているURLが分かるものを提出すること。）
- ⑭保守連絡先一覧表（サポート窓口一覧、契約期間・範囲等）
- ⑮テスト仕様書兼結果報告書
- ⑯無線電波測定調査結果報告書
- ⑰運用手順書（ランプ確認手順、障害対応作業フロー、起動停止手順、機器操作手順、定型業務手順等日常運用に必要な手順書）
- ⑱県南振興局に設置した機器の写真（県南振興局に設置した全ての機器を撮影し、設置場所を図面に記載すること。）
- ⑲その他県が指示するもの

8. 検収

- (1) 県の担当者による検収に合格したときをもって、機器等の納入作業完了とみなす。
なお、検収時以外にも、県が作業の進捗状況や実施状況について確認・報告を求めた場合には、真摯に対応すること。
- (2) 検収に要する経費及び人員等は受注者の負担とする。
- (3) 検収後においても、機器等に瑕疵が発見された場合は、受注者の責任により速やかに良品と交換すること。

9. 作業上の注意事項

- (1) 機密の保持
受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報を他に漏えいしてはならない。なお、受注者の責めにより情報の外部漏えいが起きた場合、受注者はその損害に対して賠償しなければならない。
- (2) 再委託の禁止又は制限
受注者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により、事前に県の承諾を得た時にはこの限りではない。

10. 契約に関する事項

- (1) 契約締結は、落札決定の日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に行うこと。
また、契約締結後、速やかに7(1)に示す事前提出資料を提出し、県の担当者の承認を得なければならない。
- (2) 機器等の稼動については、メーカーの如何に関わらず、受注者が責任を負わなければならない。